

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 2 4 条 4 年以上在学して、専攻区分に応じ次に掲げる単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とし、通則第 5 4 条に定める学士の学位を授与する。</p> <p>看護学専攻 <u>1 3 9 単位</u></p> <p>検査技術科学専攻 1 2 5 単位</p> <p>理学療法学専攻 1 2 4 単位</p> <p>作業療法学専攻 1 2 5 単位</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 2 4 条 (同 左)</p> <p>看護学専攻 <u>1 2 8 単位</u></p> <p>} (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入学した者から適用する。</p> <p>2 平成 2 4 年 3 月 3 1 日以前に入学した者については、なお従前の例による。</p>